



様式第2号(第6条関係)

一般廃棄物処理業許可証

阪南市指令資対一廃許第2号

住 所 大阪府泉南市樽井9丁目2番5号

氏 名 株式会社 ダストサービス

代表取締役 古中 勇気

第7条第1項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項 の許可を受けた者であるこ

第7条の2第1項

とを証する。

令和5年 4月 1日

阪南市 水野謙二印

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 1 一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物（ごみ） |
| 2 収集、運搬、処分の別 | 収集・運搬 |
| 3 期 間 | 令和5年 4月 1日から
令和7年 3月31日まで |
| 4 区 域 | 阪南市内全域 |
| 5 条 件 | 裏面記載のとおり |



許 可 条 件

1. 業務範囲は、事業系の一般廃棄物（ごみ）とすること。ただし、一般家庭系の廃棄物で引越しに伴って排出される、いわゆる市が収集しない臨時的廃棄物について、排出者から依頼があった場合は、この臨時廃棄物のみ業務を行えるものとする。
2. 許可業者は、許可に係る権利を譲渡又は貸与しないこと。
3. 市に一切の補助金または助成金の要求はしないこと。
4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに阪南市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例及び同施行規則を厳守すること。
5. 収集廃棄物は、市の指定場所へ環境衛生上に配慮のうえ収集運搬するものとし、市に迷惑をかけないこと。
6. 廃棄物の収集運搬車両については、申請車両以外使用しないこと。
7. 収集業務に使用する車両については、市発行の一般廃棄物処理業許可車両許可証を車両前面より見える位置に掲示し、業務を行うこと。
8. 収集運搬業務遂行にあたっては、特に作業者の安全衛生管理に配慮するとともに、生じたる事故・問題等については速やかに処理することとし、市に一切の迷惑をかけないこと。
注. 走行中テールゲートのシャッターを閉めることや汚水を漏らさないこと。
無理な積み込みはせずに、道路交通法の基準を厳守すること。
9. 事業系ごみを収集するにあっては、市収集のごみと識別できるよう配慮すること。
10. 事業系ごみを収集するにあっては、3種分別にて収集すること。
〔可燃ごみ、粗大ごみ（不燃ごみ）、資源ごみ（空き缶・空きビン、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装等）〕
11. 申請内容について、許可期間内に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

以上の条件に違反した場合、許可を取り消されても意義を申し立てないこと。